

山形県歴史公文書の選定方針

第1 趣旨

この方針は、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号。以下「規則」という。）第7条で定める歴史公文書の基準の細目等を定めるものとする。

第2 歴史公文書の定義

山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）において、歴史公文書とは、公文書及び法人文書のうち、歴史資料として重要な文書として、規則第7条で定める基準に適合するものをいう。

規則第7条（歴史公文書の基準）

条例第2条第5項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当することとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録されていること。

第3 選定の基本的な考え方

- (1) 次に掲げる公文書は、その内容にかかわらず全て選定する。

- イ 昭和27年度以前に作成、取得した公文書
- ロ 県の機関の活動に係る歴史の編さんの資料となった公文書

- (2) 次に掲げる公文書は、選定する。選定にあたっては、別表「歴史公文書の基準細目」に基づいて選定することとする。

- イ 県の機関の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する公文書
- ロ 政策に係る計画の検討過程、決定、実施及び実績に関する公文書
- ハ 次に掲げる施策・事業の検討過程、決定、実施及び実績に関する公文書
 - (イ) 多額の事業費を要した施策・事業
 - (ロ) 公共性の高い施策・事業
 - (ハ) 県行政や県民生活に大きな影響を与えた施策・事業
 - (ニ) 独自性、先進性又は話題性に富んだ施策・事業
- ニ 県の予算、決算及び財政状況に関する公文書
- ホ 県民の権利及び義務の法令上の根拠並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準や指針等の設定に関する公文書
- ヘ 個別の許認可等のうち公益等の観点から重要と認められるものに関する公文書
- ト 不服申立てや訴訟等に関するもののうち、県行政に大きな影響を与えた事件に関する公文書

- チ 県行政や県民生活に大きな影響を与えた社会環境、自然環境等に関する公文書
- リ 政策が県民に与えた影響や効果、社会状況を示す重要な調査に関する公文書
- ヌ 県内の自然環境等に関する観測結果等、その動態に関する公文書
- ル 県行政や県民生活に大きな影響を与えた災害、事件、事故等の重大な出来事に関する公文書
- ヲ 学術の成果やその顕彰等及び文化、芸術、技術等の功績等のうち重要なものに関する公文書
- ワ 県の文化財、伝統その他文化遺産に関する公文書
- カ 県行政の管理運営上重要な公文書
- コ その他県民生活の様子や社会状況等を反映している公文書

(3) 次に掲げる公文書は、原則として選定しない。

イ 定例的で軽易なもの

- 例・会計・経理に関するもの（支出伺、支出票、調定収入票、予算配当替書 等）
 - ・庁舎等の日常的な維持管理に関するもの（保守契約関係書類、清掃業務委託関係書類 等）
 - ・給与・手当に関するもの（給与簿、昇給発令書、手当認定簿 等）
 - ・庶務・服務に関するもの（共済関係書類、出勤簿、休暇申請書 等）
 - ・旅行命令及び旅費に関するもの（旅行命令簿、旅費請求書 等）
 - ・定例的な窓口業務に関するもの（諸証明発行書類、施設使用許可関係業務 等）

ロ 複数の課等に存在する同一内容のものであって、主務課等以外で作成・取得したもの（主務課等のものを選定対象とする。）

- 例・主務課等からの依頼・照会・調査に対する各課等の回答・報告に関するもの
 - ・他の課等が主催する会議等に関するもの（開催通知、会議資料 等）
 - ・各課等の予算・決算に関するもの（予算見積書、予算査定書 等）

第4 留意事項

重要な情報については、事業や事務処理の結果に係るものだけでなく、その経緯に関するもの（意思決定過程が分かるもの）についても選定する。

参考：経緯に関する公文書の例

- ・立案の契機となった事項に関する公文書（国通知、要望書、事案発生に関する公文書 等）
- ・立案に活用した調査等に関する公文書
- ・立案の検討に関する審議会、委員会等に関する公文書
- ・関係機関や団体等への協議、意見照会及びその結果に関する公文書
- ・パブリックコメントに関する公文書
- ・管理職以上への事前説明及びその結果に関する公文書